

株 主 各 位

東京都港区芝浦四丁目 4 番44号

株式会社 横河ブリッジホールディングス

代表取締役社長 藤 井 久 司

第151回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第151回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合には、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討下さいますて、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年 6 月25日（木曜日）午後 5 時30分までに当社に到着するようにご返送いただきたくお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 平成27年 6 月26日（金曜日）午前10時
2. 場 所 千葉県船橋市山野町27番地 横河テクノビル 5 階会議室
3. 会議の目的事項

- 報 告 事 項
1. 第151期(平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで)事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
 2. 第151期(平成26年 4 月 1 日から平成27年 3 月31日まで)計算書類報告の件

決 議 事 項

- | | |
|---------|-------------|
| 第 1 号議案 | 剰余金の配当の件 |
| 第 2 号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第 3 号議案 | 取締役 1 名選任の件 |
| 第 4 号議案 | 監査役 3 名選任の件 |

以 上

- ~~~~~
- ◎当日ご出席の際は、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。
- ◎本招集通知に掲載しております事業報告、連結計算書類および計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、修正後の事項を当社ホームページ（<http://www.ybhd.co.jp/>）において周知させていただきます。

(添付書類)

事業報告

〔平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで〕

1. 企業集団の現況に関する事項

1-1 事業の経過及びその成果

当期における我が国経済は、消費税増税後の個人消費の低迷等、足踏み状態が見られましたものの、政府の経済政策および日銀の金融追加緩和等を背景として、企業収益や雇用環境等が改善傾向となり、景気は緩やかな回復基調で推移いたしました。建設業界におきましては、資材価格の上昇、建設労働者の不足などの状態が依然続きましたが、公共投資と民間投資は比較的堅調に推移いたしました。

このような事業環境のもと、当社グループの受注は、橋梁事業の落ち込みをエンジニアリング関連事業が補いましたため、全体の受注高は前期からほぼ横這いの1,027億3千万円（前期比6億円減）となり、900億円の受注目標を達成いたしました。経営成績につきましては、売上高は過去最高となる1,027億5千万円（同145億4千万円増）となり、グループとして初めて1,000億円を超えました。営業利益は64億円（同1億2千万円減）、経常利益は66億円（同1千万円増）、当期純利益は42億1千万円（同7千万円減）と、それぞれ横這いとなりました。

以下、事業別の概況についてご報告いたします。

(橋梁事業)

橋梁事業の事業環境につきましては、国内新設橋梁の需要がここ数年低迷する中で、当期の発注量は国土交通省発注工事の減少などで前期をさらに下回り、昭和40年からの50年間で最低の水準となりましたため、受注競争は熾烈を極めました。

一方、当社グループは前々期・前期と過去最高を更新する好調な受注が続きましたため、当期は応札に必要な配置予定技術者が慢性的に逼迫し、応札案件の絞り込みを余儀なくされました。また、新設橋梁の総合評価落札方式におきましては、引き続き高い技術評価点を獲得し、受注を積み重ねることができましたものの、大型工事での惜敗も少なからず散見される結果となりました。そのため橋梁事業の受注高は532億2千万円（前期比188億円減）となり、目標の570億円に対し9割方の達成となりましたが、前期実績の720億3千万円と比較いたしますと大幅な減少となりました。主な受注工事といたしましては、国内新設工事は、北海道開発局・琴平5号橋、関東地方整備局・三坂高架橋、横浜臨港4工区高架橋、中国地方整備局・水島港臨港道路橋梁、四国地方整備局・那賀川大橋、東日本

高速道路・大泉ジャンクション、中日本高速道路・名古屋西ジャンクション、宮城県・真野川橋、大阪府・五領高架橋、大分県・大分川橋など、保全工事は、関東地方整備局・栄橋拡幅、本州四国連絡高速道路・与島橋他2橋耐震補強などであります。

売上高につきましては豊富な手持工事が順調に進捗しましたため、693億2千万円（同106億4千万円増）と前期を大きく上回りました。一方損益につきましては、工事毎の原価削減等、改善に努めてまいりましたが、人件費、修繕費等の固定費の増加と採算性の低い工事の売上高の増加に加え、いくつかの大型工事の採算の悪化が影響し、営業利益は43億6千万円（同8千万円増）と若干の増益にとどまりました。

主な売上工事といたしましては、国内新設工事は、関東地方整備局・町田立体高架橋、東日本高速道路・高谷ジャンクション橋北、首都高速道路・HM11～13工区、南本牧ふ頭出入口、中日本高速道路・四日市ジャンクション、近畿地方整備局・中町高架橋（下り）、熊本県・新天門橋など、保全工事は、西日本高速道路・湯屋谷橋耐震補強、門真高架橋他2橋主桁連結などが売り上げに立ちました。

（エンジニアリング関連事業）

エンジニアリング関連事業につきましては、物流倉庫などの需要が底堅く推移しましたため、システム建築事業の受注が5期連続で伸長し、さらに土木関連事業のシールドトンネル用セグメントの大型受注がありましたため、エンジニアリング関連事業全体の受注高は469億1千万円（前期比178億4千万円増）と大幅に増加いたしました。売上高につきましては受注の増加に伴い300億4千万円（同39億1千万円増）と前期を上回りましたが、固定費の増加により営業利益は22億4千万円（同1億3千万円減）と若干の減益となりました。

（先端技術事業）

先端技術事業につきましては、精密機器製造事業の液晶パネル製造装置関連の需要が堅調に推移しましたため、受注高は前期を上回る25億8千万円（前期比3億5千万円増）となりました。売上高は前期とほぼ同額の25億8千万円となり、営業利益につきましては、固定費の増加により減益の3億7千万円（同6千万円減）となりました。

（不動産事業）

不動産事業につきましては、売上高は横這いの7億9千万円（前期比1千万円減）、営業利益も前期とほぼ同額の3億9千万円となり、安定的な収入と利益を確保することができました。

（注）本事業報告において、「当社グループ」とは、会社法施行規則第120条第2項に用いられる「企業集団」を意味するものとします。

企業集団の受注高及び売上高

(単位：百万円、%)

区 分	受 注 高		売 上 高	
	金 額	金 額 比 率	金 額	金 額 比 率
橋 梁 事 業	53,229	52	69,325	67
エンジニアリング関連事業	46,913	46	30,045	29
先 端 技 術 事 業	2,589	2	2,588	3
不 動 産 事 業	—	—	793	1
合 計	102,732	100	102,753	100

1－2 資金調達等についての状況

(1) 資金調達の状況

当社は、グループ全体の運転資金の調達を安全かつ効率的に行うため、総額60億円のコミットメントライン契約、総額93億円の当座貸越契約、および総額38億円の長期借入契約を取引銀行等と締結し、また国内無担保普通社債25億円を発行しております。

当期末現在の借入金総額は、前期末と比較して49億4千万円増加し95億円となりました。

(2) 設備投資の状況

①当期中に完成した主要設備

橋 梁 事 業 : 大阪工場 生産設備の増設

エンジニアリング関連事業 : 千葉工場 生産設備の増設

②当期の投資総額は16億8千万円であり、すべて自己資金にて賄っております。

1－3 直前3事業年度の財産及び損益の状況

企業集団の財産及び損益の状況

(単位：百万円、1株当たりは円)

区 分	平成23年度 (第148期)	平成24年度 (第149期)	平成25年度 (第150期)	平成26年度 (第151期)
受 注 高	80,262	94,100	103,335	102,732
売 上 高	72,725	88,785	88,212	102,753
営 業 利 益	1,897	3,489	6,528	6,401
経 常 利 益	2,027	3,608	6,584	6,603
当 期 純 利 益	262	1,966	4,288	4,210
1 株 当 た り 当 期 純 利 益	5.91	45.23	99.50	98.40
総 資 産	95,044	101,693	104,016	116,737
純 資 産	50,821	53,740	59,572	64,190
1 株 当 た り 純 資 産	1,148.48	1,227.76	1,370.27	1,485.09

- (注) 1. 平成24年度において、売上高の増加に伴い「受取手形及び完成工事未収入金等」が5,162百万円増加しましたため、総資産額が増加しております。
2. 平成26年度において、売上高の増加に伴い「受取手形及び完成工事未収入金等」が13,408百万円増加しましたため、総資産額が増加しております。

1-4 企業集団の対処すべき課題

当社グループは、橋梁事業の中核会社であります株式会社横河ブリッジと横河工事株式会社の合併を行い、グループ内の組織を再編いたします。これは当社グループの第3次中期経営計画（平成25年度から平成27年度まで）の基本方針、「肥大化したグループを筋肉質で強固な企業基盤を有するグループに再構築する」に沿った決定であり、平成27年10月1日の両社合併に向け、労働条件、基幹システムの統合等、必要な作業を鋭意進めているところでございます。

新設橋梁につきましては発注量の減少傾向が続く一方、既設橋梁の保全事業につきましては定期点検の義務化と高速道路の大規模更新・大規模修繕の事業化などで大幅な需要の増加が見込まれるなど、橋梁事業の市場構造は大きく変化しつつあります。当社グループは、いち早くこれらニーズの多様化に対応できる組織に再編し、技術者をはじめとする経営資源の効率的な活用を図り、受注力と収益力の向上を目指してまいります。

第3次中期経営計画ではさらに4つの事業戦略、すなわち①社会インフラ整備への貢献②エンジニアリング関連事業の強化③筋肉質で強固な企業基盤に向けた整備④新規事業開発へ着手、を定めておりますが、それぞれ概ね順調に進捗しております。

その中でもエンジニアリング関連事業の業績につきましては想定以上に伸長してきており、第3次中期経営計画の最終年度である平成27年度におきましても、システム建築事業につきましては営業力の強化で更なるシェアアップを目指し、土木関連事業につきましてはトンネル用セグメント、海洋構造物、港湾構造物などへ積極的に取り組み、鋼構造物に関連する事業の拡大を図ってまいります。

次期の中期経営計画は平成27年度後半の策定を予定しております。事業環境を分析し、成長戦略を検討するとともに新たな目標値の設定を行い、年度内に「第4次中期経営計画」として発表させていただく予定でございます。当社グループの売上高は当期1,000億円を超えたところでございますが、今後も将来の収益の柱となる事業を育成し、グループの持続的な成長を図ってまいります。

1-5 企業集団の主要な事業（平成27年3月31日現在）

事業	主要な製品・事業内容
橋梁事業	新設橋梁の設計・製作・現場施工 既設橋梁の維持補修・保全 橋梁周辺事業としての鋼構造物・PC構造物・複合構造物の設計・製作・現場施工
エンジニアリング関連事業	システム建築（商品名：y e s s 建築）の設計・製作・現場施工 トンネル用セグメントなどの土木関連工事の設計・製作 海洋構造物、港湾構造物の設計・製作 可動建築システム（商品名：YMA）の設計・製作・現場施工 超高層ビル鉄骨等の現場施工 PC構造物の設計・製作・現場施工 太陽光発電システムの現場据付 水処理装置（商品名：アクオン、パラクリンなど）の設計・製作・現場据付 鋼板遮水システムの設計・製作・現場施工
先端技術事業	液晶パネル製造装置等向けの高精密フレームの構造解析・設計・製作・精密加工、その他の構造解析、情報処理、ソフトウェアの開発および販売
不動産事業	不動産賃貸事業 人材派遣業

1－6 主要な営業所及び工場並びに従業員の状況（平成27年3月31日現在）

(1) 企業集団の主要な事業所

当 社	本 社	東京都港区
	総合技術研究所	千葉市
	実験センター	千葉市
株式会社横河ブリッジ	本 社	千葉県船橋市
	大 阪 事 業 場	堺市
	工 場	大阪工場（堺市） いずみ工場（大阪府和泉市）
	営 業 所	札幌市、仙台市、横浜市、名古屋市、大阪市、広島市、福岡市、那覇市
横 河 工 事 株 式 会 社	本 社	東京都豊島区
	工 場	利根工場（茨城県古河市）
	営 業 所	札幌市、仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市
	機 材 セ ン タ ー	利根機材センター（茨城県古河市） 播磨機材センター（兵庫県加西市）
株式会社横河システム建築	本 社	千葉県船橋市
	工 場	千葉工場（千葉県袖ヶ浦市）
	営 業 所	仙台市、名古屋市、大阪市、福岡市
株式会社横河住金ブリッジ	本 社	茨城県神栖市
	工 場	鹿島工場（茨城県神栖市）
	営 業 所	仙台市、千葉県浦安市、名古屋市、大阪市、兵庫県尼崎市、福岡市
株 式 会 社 檜 崎 製 作 所	本 社	北海道室蘭市
	工 場	室蘭工場（北海道室蘭市）
	営 業 所	札幌市、仙台市
株式会社横河技術情報	本 社	千葉県船橋市
株式会社横河ニューライフ	本 社	千葉県浦安市
株式会社ワイ・シー・イー	本 社	千葉市船橋市

(2) 従業員の状況

① 企業集団の従業員の状況

区 分	従業員数
橋 梁 事 業	1,125名
エンジニアリング関連事業	333名
先 端 技 術 事 業	91名
不 動 産 事 業	45名
全 社 (共 通)	32名
合 計	1,626名 (前期末比59名増)

② 当社の従業員の状況

区 分	従業員数	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
合 計	43名 (前期末と同数)	41歳 8 カ月	18年 4 カ月

(注) 当社の従業員は、全員グループ会社からの出向者です。

1-7 重要な子会社の状況 (平成27年 3 月31日現在)

会 社 名	資 本 金	出 資 比 率	主要な事業内容
株 式 会 社 横 河 ブ リ ッ ジ	350百万円	100%	鋼 構 造 物 製 造 業
横 河 工 事 株 式 会 社	350百万円	100%	建 設 業
株 式 会 社 横 河 シ ス テ ム 建 築	450百万円	100%	建 設 業
株 式 会 社 横 河 住 金 ブ リ ッ ジ	499百万円	60%	鋼 構 造 物 製 造 業
株 式 会 社 檜 崎 製 作 所	350百万円	85% (21%)	鋼 構 造 物 製 造 業
株 式 会 社 横 河 技 術 情 報	300百万円	100%	シ ス テ ム サ ー ビ ス 業
株 式 会 社 横 河 ニ ュ ー ラ イ フ	30百万円	100%	不 動 産 管 理 事 業

(注) 「出資比率」欄の () 内は、間接所有割合で内書きとなっております。

1－8 主要な借入先及び借入額（平成27年3月31日現在）

借 入 先	借 入 額
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	3,000百万円
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,319百万円
株 式 会 社 三 菱 東 京 U F J 銀 行	1,500百万円
株 式 会 社 三 井 住 友 銀 行	1,000百万円

2. 当社の株式に関する事項

- | | |
|----------------|--------------|
| (1) 発行可能株式総数 | 180,000,000株 |
| (2) 発行済株式の総数 | 45,564,802株 |
| (3) 株主数 | 7,471名 |
| (4) 大株主（上位10名） | |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	2,891千株	6.79%
横 河 電 機 株 式 会 社	2,793千株	6.56%
新 日 鐵 住 金 株 式 会 社	1,987千株	4.67%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	1,211千株	2.84%
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	890千株	2.09%
住 友 不 動 産 株 式 会 社	674千株	1.58%
東 プ レ 株 式 会 社	616千株	1.44%
野 村 信 託 銀 行 株 式 会 社 （ 投 信 口 ）	614千株	1.44%
株 式 会 社 ユ ー シ ン	601千株	1.41%
CBNY DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	598千株	1.40%

- (注) 1. 当社は、自己株式を3,011,431株保有しておりますが、上記大株主からは除外しております。
2. 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

3. 当社の会社役員に関する事項

(1) 取締役及び監査役の氏名等（平成27年3月31日現在）

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
吉 田 明	取締役会長（代表取締役）	—
藤 井 久 司	取締役社長（代表取締役）	一般社団法人日本橋梁建設協会 会長
高 木 清 次	取締役社長室長兼総務部長 経理部・情報企画室担当	株式会社横河ニューライフ 代表取締役社長
玉 井 尚 治	取締役（非常勤）	株式会社横河ブリッジ 代表取締役社長
名 取 暢	取締役（非常勤）	横河工事株式会社 代表取締役社長
猪 岡 修 治	取締役（非常勤）	株式会社横河システム建築 代表取締役社長
金 子 俊 一	取締役（非常勤）	株式会社横河技術情報 代表取締役社長
高 田 和 彦	取締役技術総括室長兼新規事業開 発室長 総合技術研究所担当（非常勤）	株式会社横河ブリッジ 取締役
北 爪 恒 平	常勤監査役	—
深 沢 誠	常勤監査役	—
志々目 昌 史	監査役	志々目法律事務所 弁護士 澁澤倉庫株式会社 社外監査役
八 木 和 則	監査役	J S R株式会社 社外取締役 T D K株式会社 社外監査役 応用地質株式会社 社外取締役

氏 名	地位及び担当	重要な兼職の状況
西 山 重 良	監査役	株式会社データ・キーピング・サービス 代表取締役社長 株式会社高文 監査役 株式会社西日本書庫センター 社外取締役

- (注) 1. 監査役志々目昌史氏、八木和則氏および西山重良氏は、社外監査役であります。
2. 監査役志々目昌史氏は、株式会社東京証券取引所の規定に基づく独立役員であります。
3. 監査役八木和則氏は、長年、横河電機株式会社の経理・経営企画等の業務を担当しており、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。
4. 当社は、平成27年3月31日現在、社外取締役を置いておりません。これに関し会社法施行規則第124条第2項に基づく理由といたしましては、当社は、当社グループの事業に精通し、また、業務に関して豊富な知識、経験、実績を備えた社内出身者である取締役により取締役会を構成し、事業の特性を踏まえた意思決定を行うことが適切であると考えておりました。しかしながら経営への客観的意見の反映や経営に対する監督機能の強化等のため独立性の高い社外取締役の必要・有効性は認識しておりますので、現在、社外取締役の選定を進めております。

(2) 取締役及び監査役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役	4 名	123百万円
監 査 役	5 名	48百万円
計	9 名	172百万円

- (注) 1. 当事業年度末現在の取締役は8名、監査役は5名（うち社外監査役は3名）であります。上記の取締役の支給人員と相違しておりますのは、無報酬の非常勤取締役4名が在任しているためであります。
2. 取締役の報酬限度額は平成13年6月28日開催の第137回定時株主総会において年額310百万円以内と決議いただいております。
3. 監査役の報酬限度額は平成6年6月29日開催の第130回定時株主総会において年額60百万円以内と決議いただいております。
4. 上記「報酬等の総額」には、当期において計上した役員退職慰労引当金の繰入額30百万円（取締役4名に対し25百万円、監査役5名に対し4百万円）を含んでおります。

(3) 社外役員に関する事項

① 重要な兼職先と当社との関係

社外役員の重要な兼職先は10頁に記載のとおりであります。
なお、兼職先と当社との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

氏 名	出席・発言状況
監査役 志々目 昌 史	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち13回に出席しており、弁護士としての専門的見地から、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。
監査役 八 木 和 則	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち12回、監査役会14回のうち14回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。
監査役 西 山 重 良	当事業年度中に開催の取締役会13回のうち13回、監査役会14回のうち14回に出席しており、議案審議等につき適宜必要な意見表明を行っております。

③ 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外監査役として有用な人材を迎えることができるよう、現行定款において、社外監査役との間で、当社への損害賠償責任を限定する契約を締結することができる旨を定めており、これに基づき、当社が社外監査役志々目昌史氏、八木和則氏および西山重良氏との間で締結した責任限定契約の内容の概要は次のとおりであります。

- ・社外監査役として任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、700万円または会社法第425条第1項第1号ハで定める最低責任限度額のいずれか高い額を限度として、その責任を負う。

④ 社外役員の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額	親会社又は当該親会社の子会社からの役員報酬等
監 査 役	3名	15百万円	—

4. 会計監査人に関する事項

(1) 名称 協和監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

①	当事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額	40百万円
②	当社及び子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	48百万円

(注) 1. 当社の子会社の株式会社横河ブリッジにつきましても、協和監査法人が会計監査人となっております。

2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、①の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 非監査業務の内容

該当するものではありません。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項に定める事項に該当すると認められる場合、監査役の全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか、会計監査人が適正に監査業務を遂行するのに重大な支障をきたす事態が発生した場合には、取締役会は、監査役会の同意を得て、または監査役会の請求により、会計監査人の解任または不再任を株主総会の目的といたします。

5. 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

横河ブリッジホールディングス（以下、YBHDといいます）グループの発展、企業価値および経営品質の向上を目的として、業務の適正を確保するための体制を構築し、かつ、これを実行するため、当社の取締役会において決議した事項は次のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

取締役は、その職務の執行にあたって、国内外全ての法令および定款、社内規定、マニュアル等（以下、社内規定等といいます）を遵守するとともに、企業倫理や社会規範等を尊重し良識ある企業行動を心がける旨制定した「YBHDグループ企業行動憲章」（以下、企業行動憲章といいます）に基づき業務を適正に行います。

取締役は、内部監査部門として設置した監査担当部に、企業行動憲章遵守の状況について業務監査を行わせます。また内部通報制度として整備したイエローカードシステムの活用の促進、その充実化等を図ります。

金融商品取引法に基づき、財務計算に関する書類その他の情報の適正性を確保するための体制およびそれによる評価・報告に関する制度として整備した仕組みに基づき業務を行い、またその仕組みが適正に機能することを継続的に評価し、適宜必要な是正を行います。

反社会的勢力とは一切の関係を持たず、また、反社会的勢力からの不当要求に対しては断固としてこれを拒否し毅然とした態度で臨みます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役会等の議事録および審議・報告資料その他取締役の職務執行に係る文書および情報等の保存および管理については、文書規定に基づき適正に行い、また企業秘密および個人情報の管理についても社内規定等に基づき適正に行います。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

事業活動において懸念される事故、法令違反等の諸々の損失の危険の管理について、損失予防および発生時の対応のため、社内規定等を適宜整備し、各部門においてはそれに基づき業務を実行し、常時損失の予知と予防のための措置をとります。また損失発生の予防を目的とした各種研修を実施し、またイエローカードシステムにより通報を行うことにより、損失を回避します。

当社は、グループの統括的な監査、財務管理を行い、グループ各事業会社（以下、事業会社といいます）における損失発生の予防のために必要な措置を行います。

大規模地震・水害等の災害および新型インフルエンザ等感染症の発生に備え策定した事業継続計画に基づき、事前の周到的対策と教育・訓練の実施を図るとともに、発生以降は、本計画に基づき、事業継続に向け、速やかに適切な初動対応と復旧活動を行います。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

定期的に開催する取締役会および常務会においては、グループの経営基本方針・計画等の策定および達成状況の評価、事業会社における重要な経営事項について、必要な情報の提供を受けて審議を行い、適法かつ

妥当な経営判断により決定を行い、また事業会社の経営状況その他重要事項の報告を受けます。

経営基本方針・計画等の策定にあたっては、コンプライアンスの確保、グループを取り巻く事業環境、ならびに、要員、設備および資金等の経営資源の効率的配分等を基本的条件として審議し、その実行状況および設定目標の達成度合を定期的にチェックします。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

全ての使用人は、企業行動憲章に基づき企業活動を行います。またイエローカードシステムの活用により、法令違反、不正等を通報することにより、是正改善措置を行います。

(6) 当社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループの業務の適正性確保のため、事業会社の経営管理の基準を定めた事業会社管理規定に基づき、事業会社の主体性に配慮しつつ、事業会社を統括し経営管理を行い、重要案件については事前の承認を行い、また説明・報告等を受けます。

当社は、事業会社に対し、企業行動憲章その他社内規定等に基づき企業活動を行わせます。

当社監査役は、独自に、または当社監査室ならびに事業会社の監査役および監査担当部と協力し、事業会社の監査を実施します。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

監査役会直属の独立した組織として設置された監査役会事務局（以下、事務局といいます）に、監査役の職務を補助し事務局業務を処理する事務局員を所属させており、監査役会議事録作成等の業務や業務監査の補佐的な職務を行っております。

(8) 上記使用人の取締役からの独立性に関する事項

事務局員が他部門と兼職している場合、当該事務局員が監査役の指揮命令に基づいて職務を行うにあたっては、取締役、所属長等からの介入的指揮命令は受けません。また事務局員の人事異動、評価等人事に関する処遇は、その独立性を考慮し、それぞれの事由により監査役会による同意・意見聴取等を行います。

(9) 取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

監査役は、取締役会、常務会その他重要な会議に出席し、意思決定の過程を把握し、意見を述べ、業務執行、財務、コンプライアンス、内部監査等の状況の報告を定例的または臨時的に受けます。またこれらの重要会議の議事録およびその審議・報告事項等関連資料、その他業務執行に関する重要な文書を閲覧します。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役と代表取締役は定期的に会合をもち、事業環境や対処すべき課題等について意見交換を行い、また当社監査室、会計監査人および事業会社監査役と定期的に協議をもち、緊密な関係を保っております。

Y B H Dグループ企業行動憲章

第1章 総 則

(目 的)

第1条 横河ブリッジホールディングス（以下Y B H Dという）グループ企業（以下グループ企業という）は、創業者横河民輔の理念である「社会公共への奉仕と健全経営」をグループ企業の基本経営理念として継承し、この憲章を定める（正式名称を、Y B H Dグループ企業行動憲章という）。グループ企業およびその役員、従業員、出向者、派遣社員等業務に従事する全ての勤務者は、企業行動を行ううえで、この憲章を遵守し、社会的責任および公共的使命を常に認識し、かつ高い社会的信用を得るため、国内外全ての法令を遵守することはもとより、企業倫理ならびに社会規範等を尊重し良識ある企業行動を心がけなければならない。

第2章 社会との関係

(社会への貢献)

第2条 社会の一員として積極的に社会貢献活動に参加し、社会の発展に寄与する。文化・芸術への支援、地域社会への協力、ボランティア活動への参加、国際社会への貢献などの社会貢献活動を継続的に実施し、良き企業市民として社会的責任を果たす。

(寄付行為・政治献金規制)

第3条 政治献金や各種団体等への寄付などを行う際には、公職選挙法や政治資金規正法等の関係法令を遵守する。

2. 各種献金・寄付の実施については、事前に職務権限規則等社内規定に則って行う。

3. 贈賄や違法な政治献金を行わないことはもとより、政治、行政との癒着というような誤解を招きかねない行動を厳に慎む。

☆公職選挙法、政治資金規正法、刑法

（☆は遵守すべき法律等を示し、法律についてはその関連施行令・施行規則・ガイドライン等を含むものとする。ただし遵守すべき社内規定・マニュアルについては省略する）

(反社会的勢力との関係断絶)

第4条 反社会的勢力には毅然として対応し一切関係を持たない。反社会的勢力などからの取引・金銭などの要求は断固として拒否する。

2. 会社または自らの利益を得るために、反社会的勢力を利用しない。総会屋等に対する利益供与（情報誌購読・広告掲載等を含む）は行わない。

☆会社法

(環境保護・資源の保全)

第5条 製品の研究、開発、製造、施工および廃棄等にあたっては、常に環境保護の重要性を十分に認識し、環境に関する法令等を遵守するとともに、自然保護や資源の保全に取り組み、また公害防止、省エネルギーに配慮し事業を行う。

２．環境保護意識の向上を図り、健全な物質循環社会の実現に向け、環境保護活動に積極的に参加する。

☆環境基本法、騒音規制法、振動規制法等の公害防止関係法

☆循環型社会形成推進基本法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律

(安全保障貿易管理と輸出入関連法令の遵守)

第 6 条 国際的な平和と安全の維持を妨げることとなる軍事関連技術の輸出を行わず、全ての輸出入取引に関して取引先の概要および事業内容を十分に確認し、輸出貨物・技術が大量破壊兵器の開発・製造に用いられないことを確認する。

２．製品の輸出入にあたっては、関係法令に従って適切な輸出入通関手続きを行うとともに、輸出入禁制品の輸出入は行わない。

☆輸出入貿易管理令

第 3 章 顧客、取引先との関係

(製品、工事の安全)

第 7 条 製品の製造、工事施工等にあたっては、常に安全性に留意して行動することとし、製品、工事の安全に関する法律および安全基準を十分理解し遵守するとともに、安全衛生管理の徹底を図り、特に工事現場においては安全を最優先に無事故、無災害を期して施工を行う。

２．製品、工事の安全性に関する問題、事故等の情報を入手した場合は直ちに事実関係を確認するとともに、判明した事柄について、グループ企業危機管理マニュアルに基づき、関係部門に迅速かつ確実に連絡し、適切な対応をとる。

☆労働安全衛生法、製造物責任法

(公正で自由な競争)

第 8 条 いかなる状況であっても、カルテルや談合、再販売価格の維持、優越的地位の濫用など独占禁止法違反となるような行為を行わず、公正で自由な企業間競争を行う。

２．同業者間や業界団体において価格、数量、生産設備等についての協議、取決めを行ったり、入札談合を行うなど不当な取引制限を行わない。

☆独占禁止法、独占禁止法遵守の手引き

(建設業関係法の遵守)

第 9 条 建設工事の受注に際しては適正な契約を書面により締結し、契約後は契約条項を誠実に履行し、発注者の信頼に応える適正かつ効率的な建設工事を施工する。

２．契約後は代金の回収を確実に行之、また契約相手先の信用管理に注意を払い、不良債権発生の防止に努める。

３．建設業法その他事業に係わる関係業法に規定する許認可の取得および届出等の手続を確実に実施する。

４．業務受託等建設工事以外の受注についても前 3 項に準じて遵守する。

☆建設業法、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律

(購入先との適正取引、発注関係法の遵守)

第10条 購入先、発注先との取引においては、相互の地位、権利、利益を尊重し、法令や正しい商慣習に則り、公平かつ公正な契約を締結することとし、特に複数の購入先、発注先の中から適格者を選定する場合には、品質、価格、納期、技術力、安定供給等諸条件を公平に比較、評価し最適な取引先を決定する。特定の業者に有利な待遇を与えるため何人も影響力を行使しない。

2. 製造委託、修理委託、情報成果物の作成、役務の提供等の発注先に対して、支払遅延等の行為を行わないよう注意し契約、取引を行う。

☆下請代金支払遅延等防止法

(不正競争の防止、適正な広告宣伝)

第11条 不正な手段により他者の営業秘密を取得せず、使用しない。また不正な行為により取得されたものであることを知って他者の営業秘密を取得せず、使用しない。

2. 広告宣伝活動にあたっては、虚偽や誇大な表現を排除するとともに、社会的差別や人権侵害にあたらないように行うこととし、また他人の商品または営業と混同を生じせしめるような広告、表示は一切使用しない。

3. ホームページ、カタログ・パンフレット類、新聞・雑誌広告などの広告宣伝物の作成にあたっては、前項について注意を払って作成することとし、その内容について十分審査した後、発行、掲載する。

☆不正競争防止法、不当景品類及び不当表示防止法

(接待、贈答)

第12条 公務員またはこれに準ずる者に対する接待、贈答は行わない。

2. 顧客や取引先に関して接待、贈答を行うこともしくは受けることは極力避けることとするが、やむを得ない場合は、一般社会的な常識の範囲内とする。

☆刑法

第4章 株主、投資家との関係

(情報の開示、取扱)

第13条 株主、投資家等に対して、グループ企業の財務内容、事業活動状況等の経営情報を適時適正に開示する。

2. 未公表の企業情報は外部漏洩しないよう厳正に管理するとともに、業務遂行上内部情報を知った場合は、その情報が正式に公表されるまでは、株式、社債等有価証券の売買はしない。

☆金融商品取引法、東京証券取引所会社情報適時開示規則

第5章 従業員等との関係

(人権尊重、差別禁止)

第14条 従業員一人一人の人権を尊重するとともに、出生、国籍、人種、民族、信条、宗教、性別、年齢、各種障害、学歴その他業務を進めるうえで関係のない非合理的な理由で差別は行わない。

2. 業務上において暴力、罵声、誹謗中傷、威迫等による強制、いじめその他人権侵害は行わない。

3. イエローカードシステム規定の施行にあたっては、通報者および被通報者の人権その他諸権利の保護を図る。

(セクシュアルハラスメントの防止)

第15条 性的嫌がらせ、他人に性的嫌がらせと誤解されるおそれのある行為、相手に不快感を与える性的な言動や行為は行わない。

☆男女雇用機会均等法

(個人情報の保護管理)

第16条 業務上知りえた役員、従業員等社内および社外関係者の個人情報については、業務目的のみに使用し、外部に情報が漏洩しないよう厳重に管理する。

☆個人情報保護法

(労働関係法の遵守、職場の安全衛生)

第17条 労働関係法を遵守し、勤務日や勤務時間などの管理を徹底し、適切な労務管理を行う。過重労働、強制残業などは一切行わない。

2. 職場の整理、整頓に努め、清潔さを保ち快適な職場環境を維持することに努め、従業員就業規則における安全衛生および防災の各条項を遵守し、社員の安全衛生と心身の健康増進を図る。

☆労働基準法、労働安全衛生法、労働者派遣法、健康増進法、消防法

第6章 会社財産との関係

(適正な会計処理)

第18条 会計帳簿への記載や伝票の記入にあたっては、関係法令や社内規定に従って正確に記載し、虚偽または架空の記載をしたり、簿外の資産、負債等の構築はしない。

2. 不透明な金銭出納の排除を徹底するために、証拠書類、説明書類等の完備、社内監査体制の充実等に努める。

☆会社法、税法、金融商品取引法

(企業秘密の管理)

第19条 企業秘密（他社を含む）は厳重に管理して、社外に漏洩したり、業務目的以外の目的に使用しない。

2. 企業秘密を社外に提供する場合は、秘密保持契約を結ぶなど予期せぬ漏洩の防止に備える。

3. 他社の企業秘密を盗用したり、他社から許された目的以外には使用しない。

4. 退職後も、会社および社外から入手した企業秘密を漏洩したり、いかなる目的にも使用しない。

☆不正競争防止法

(会社資産の適切使用)

第20条 会社の資産は、効率的に使用するとともに保護に努め、毀損、盗難等を防ぐよう適切に取り扱い、個人的な目的で会社の資産や金員を使用しない。

☆刑法

(情報システムの管理)

第21条 会社の情報システム構築の際には、情報システムの安全確保のため必要な措置を行うこととし、外部からの不正侵入やウィルス混入の防止策を講ずる。

2. 不正侵入が発生した場合には、情報資産および社外への被害拡大の防止や情報システムの復旧等に必要な措置を迅速に実施し、再発防止策を講ずる。
3. 他人のＩＤやパスワードを盗用したり、他人のコンピュータシステムに不正に侵入したりしない。
4. 会社の情報システムに関わるＩＤやパスワードは厳重に管理し、社外への漏洩を防ぐとともに、情報資産の廃棄にあたっては復元できないよう十分な措置を講ずる。
5. 会社の情報システムは業務のためにのみ使用し、個人的な目的のために使用しない。

☆刑法、不正アクセス行為の禁止等に関する法律

(知的財産権の保護)

第22条 会社の知的財産権は、会社の重要な資産であり、これらを適切に利用し、その権利の保全に努める。創作、技術開発による発明等については、速やかに特許等の出願を行い、また会社の知的財産権に対する侵害の排除に努め、権利の保全を図る。

2. 他者のコンピュータソフトの無断コピーなど、他者の知的財産権を侵害するような行為をせず、他者の知的財産権は適切な契約を締結したうえで使用し、不正に使用しない。

☆特許・意匠・商標法等の産業財産権関係法、著作権法

第7章 実効的措置

(契約の締結および管理)

第23条 この憲章各章に規定する企業行動は、契約の締結をもって行うことを基本とする。締結される全ての対外的な契約については、グループ企業社内部門は必ず事前に、契約の目的、内容、条件などの要旨およびその付属資料など（以下契約関係資料という）を準備し、契約締結に至るまでの審査時間を十分確保のうえ、グループ企業監査担当部に契約関係資料を提出し審査を依頼する。

2. グループ企業監査担当部は、契約関係資料を十分審査し、必要な場合はY B H D監査室および顧問弁護士と連携し、調整のうえ成案を得た後、依頼部門に提示する。
3. 依頼部門は、成案をベースに契約交渉を行い、確実に契約を締結し、契約書は当該部門にて管理する。

(関連規定・制度の整備)

第24条 この憲章各条項を実現するため、必要な規定・制度は速やかに制定・整備する。

2. この憲章ならびに関連規定が遵守されているか、常に監視するため、必要なシステムを構築する。

(通報、是正等)

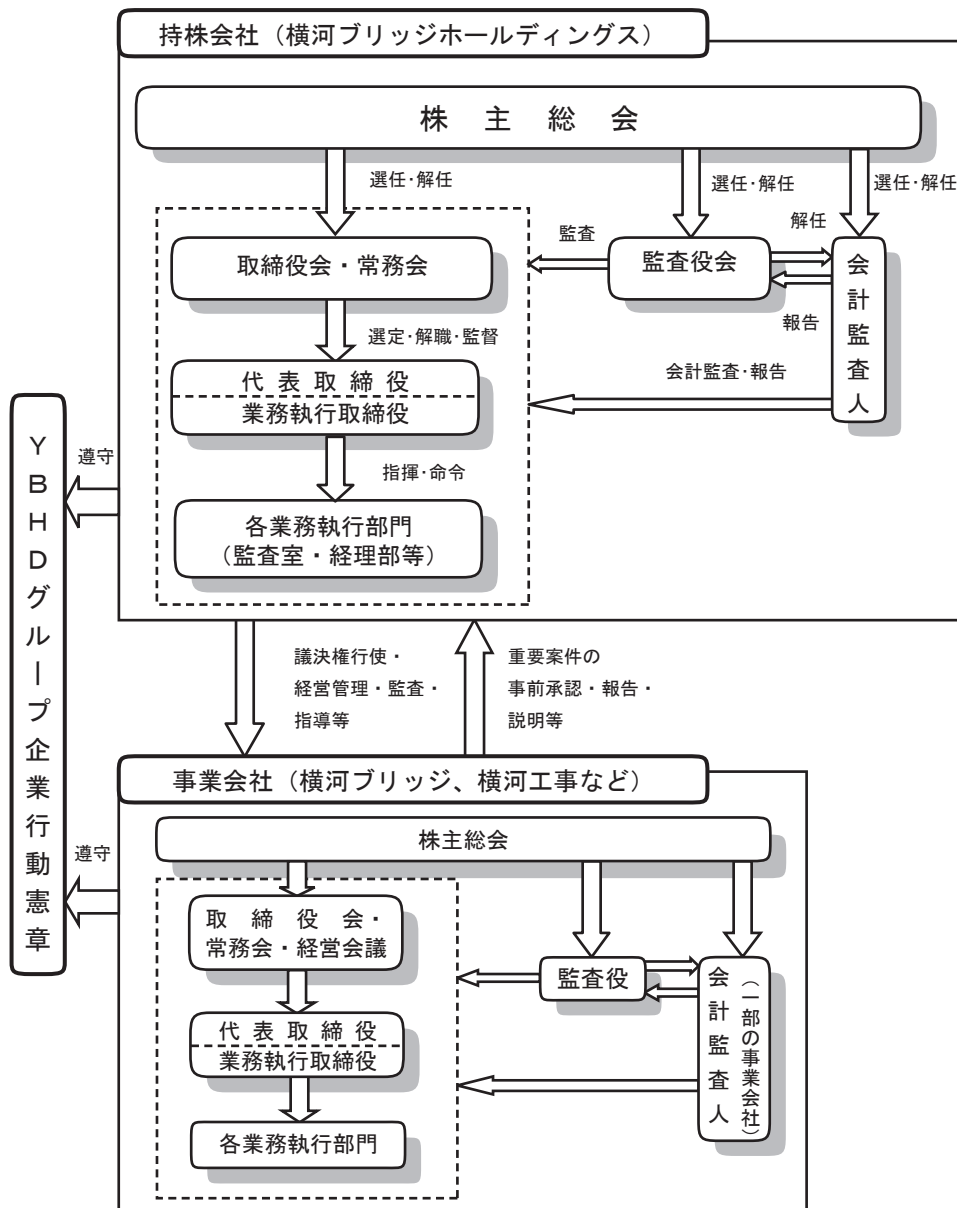
第25条 この憲章の内容や解釈に関しての問合せ窓口はグループ企業監査担当部とする。

2. この憲章に違反する行為、または違反のおそれのある行為については、これを隠蔽してはならず、発見した場合は自ら行った場合を問わず、イエローカードシステム規定により、速やかに通報する。
3. この憲章に違反する行為、または違反のおそれのある行為があった場合は、グループ企業監査担当部およびY B H D監査室が中心となって速やかに是正、改善措置を行う。

(罰 則)

第26条 この憲章に違反した者やこの憲章の違反を放置した者については、会社法その他法令、従業員就業規則等に基づき措置する。

当社グループのコーポレート・ガバナンス体制図



6. 当社グループの財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針

(1) 基本方針の内容の概要

Y B H Dグループは、創業以来、「社会公共への奉仕と健全経営」を経営理念として掲げ、橋梁、建築等の各事業分野において着実に実績を積み上げ、安全かつ品質の高い製品を提供することにより、国内外の社会資本整備・保全等への貢献を果たしてまいりました。そして、顧客との強固な信頼関係を築き、橋梁・建築等鋼構造製品分野におけるリーディングカンパニーとして社会的評価を確立するとともに、新たな事業分野を開拓してグループの成長・拡大を図り、Y B H Dグループの企業価値および株主の皆様の共同の利益の確保・発展に努めてまいりました。

今後も、Y B H Dグループは、社会資本の整備・保全等を担う企業グループとして、その公共的使命と社会的責任を全うし、良質な社会資本を提供していくために、さらに経営基盤を強化し、経営品質を高め、企業価値を向上させていく所存であり、各事業分野において顧客からの高水準な要求に耐えうる高度な技術力・施工能力、安全・品質の維持・管理力、それらを支える優れた人的・物的資産、顧客・取引先事業者その他ステークホルダーとの間に築かれた強固な信頼関係、事業の継続・拡大のため効率的に配分されるべき経営資源および健全財務の経営力等、Y B H Dグループにおいてその企業価値を創出する諸々の源泉といえるものについて、これらをしっかりと保持し、一層堅固なものにしていく必要があると考えております。

一方、上場会社である当社株式は、株主・投資家の皆様による自由な取引が認められており、当社株式に対する大規模な買付行為(以下、大規模な買付行為といいます)があった場合においても、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するものであれば、これを一概に否定するべきものではなく、大規模な買付行為の提案に応じるべきか否かの最終的判断は、個々の株主の皆様の自由な意思によってなされるべきであると考えます。

しかしながら、当社といたしましては、Y B H Dグループの財務および事業の方針の決定を支配する者は、Y B H Dグループの企業理念である「社会公共への奉仕と健全経営」の経営理念に基づく経営方針、健全かつ安定的な経営を行っていくための経営資源、Y B H Dグループの企業価値を創出する諸々の源泉を十分に理解したうえで、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を継続的に確保し発展させていくことができる者でなければならないと考えており、これら企業価値の源泉に対する十分な理解とそれらを着実に育て強化させていく中長期的視野に立つ経営こそが、Y B H Dグループへの信頼を高め、またY B H Dグループの企業価値を発展させ、ひいては株主の皆様の共同の利益の安定的かつ持続的な確保・発展につながるものと確信いたしております。

従いまして、当社は、大規模な買付行為や買付提案等がなされた場合は、当該大規模な買付行為等を行った者から大規模な買付行為等に係る必要かつ十分な情報が提供され、当社取締役会が株主の皆様にそれに対する代替案を提案するために必要な情報や時間を確保し、株主の皆様がY B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展の観点から、大規模な買付行為等に係る買付提案と当社取締役会による代

替案等を比較し大規模な買付行為等に応じるべきか否かを判断することを可能にし、加えてY BHDグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益を著しく損なうような大規模な買付行為等についてはこれを阻止するための枠組みを株主の皆様のご意思に基づき構築しておくことが必要であると判断しております。

(2) 基本方針の実現に資する取り組み

当社は、基本方針の実現に資する取り組みとして以下の施策を実施し、Y BHDグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の向上に努めております。

① 中期経営計画の推進

Y BHDグループは、平成25年3月に、平成25年度を初年度とする、3ヵ年の第3次中期経営計画を策定いたしました。この中期経営計画では、肥大化したグループを筋肉質で強固な企業基盤を有するグループに再構築すること、また、新規事業開発室を設置し新規事業に取り組むことを基本方針とし、その具体的な取り組みとして、社会インフラ整備への貢献、エンジニアリング関連事業の強化、筋肉質で強固な企業基盤に向けた整備ならびに新規事業開発へ着手、という4つの事業戦略に取り組むことといたしております。

② 持株会社化による経営体制の強化

Y BHDグループは、持株会社としてグループ内事業会社の経営管理を行う当社のほか、株式会社横河ブリッジ、横河工事株式会社、株式会社横河システム建築、株式会社横河住金ブリッジ、株式会社榑崎製作所、株式会社横河技術情報、株式会社横河ニューライフ、株式会社ワイ・シー・イーの計9社から構成され、この体制のもと、「選択と集中」による経営資源の効率的配分および各事業領域の調整・拡大等を含め、グループの経営計画を迅速に意思決定し、計画目標達成に向け一層の努力を重ねております。現在、Y BHDグループは、業容拡大・成長を目ざして全力を挙げて邁進しており、Y BHDグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図っているところであります。

③ 内部統制の充実化

Y BHDグループは、経営基本方針の一つとして「経営品質の向上」を掲げ、コンプライアンス・社会規範の尊重をさらに徹底し、有効な内部統制の確立等と併せて経営品質の向上を図っていくことにしております。

独占禁止法をはじめ国内外全ての法令を遵守し、また、企業倫理ならびに社会規範等を尊重して企業行動を行うことを規定した「Y BHDグループ企業行動憲章」の完全実施を行っております。さらに、教育研修等を通じて同憲章遵守の徹底を図るとともに、コンプライアンスについての教育研修を継続的に実施し、法令遵守のもと業務を行っていくために必要な制度、社内規定、マニュアル等の充実化も図っております。

さらに内部監査・管理体制につきましては、監査室を中心とした業務監査を行う体制において営業部門等に対し監査を行っております。当社監査室と各事業会社に設置した監査担当部が連携して監査を行う体制

を整え、実行しております。Y B H D グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展を図るため、コーポレート・ガバナンスの強化充実に向けた諸施策に全力で取り組んでいるところであります。

(3) 基本方針に照らして不適切な者が支配を獲得することを防止するための取り組み

当社は、平成24年5月14日開催の取締役会において、基本方針に基づいて、平成21年6月26日開催の第145回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき導入いたしました当社株式に対する大規模な買付行為や買付提案に対する対応策（買収防衛等の対応策。以下、本プランといいます）の継続を議案として決定し、平成24年6月28日開催の当社第148回定時株主総会において株主の皆様のご承認をいただき、本プランを継続いたしました。なお、本プランの有効期間は、平成27年6月開催予定の第151回定時株主総会の終結の時点までの3年間となっております。

本プランの内容の概要は次のとおりであります。本プランは、（i）当社の株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、または（ii）当社の株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け（ただし、当社取締役会が予め承認したものを除き、このような行為を以下、大規模買付行為といい、また、大規模買付行為を行い、または行おうとする者を大規模買付者といいます）を対象とし、大規模買付者が大規模買付行為を行おうとする場合には、大規模買付行為に先立ち、当社取締役会に対して、本プランに定められた手続に従う旨の誓約等を日本語で記載した「大規模買付意向表明書」の提出、また、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討のために必要かつ十分な、日本語で記載された情報（以下、大規模買付情報といいます）の提供等を求めます。

当社取締役会は、外部専門家等（ファイナンシャル・アドバイザー、公認会計士、弁護士、コンサルタントその他の専門家をいい、以下同じとします）の助言を得て、大規模買付者による大規模買付情報の提供が完了したと合理的に判断した場合には、60日間（対価を円貨の現金のみとする公開買付けによる当社全株式の買付の場合）または90日間（その他の大規模買付行為の場合）を当社取締役会による評価、検討、意見形成、代替案立案のための期間（以下、取締役会検討期間といいます）として設定いたします。取締役会検討期間において、当社取締役会は、必要に応じて適宜外部専門家等の助言を得て、Y B H D グループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保・発展の観点から、提供された大規模買付情報を十分に評価・検討し、大規模買付者と当社取締役会の事業計画等に関する比較検討および当社取締役会による代替案の検討等を行います。

当社取締役会は、取締役会検討期間の経過後、大規模買付行為を大規模買付情報等に基づき評価・検討した結果、当該大規模買付行為が専ら大規模買付者の短期的な利得のみを目的とするものである等、Y B H D グループの企業価値・株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうと認められるものと判断した場合または該当すると客観的・合理的に疑われる事情がある場合においては、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当該大規模買付行為をY B H D グループの企業価値および株主の皆様様の共同の利益を著しく損ない、またはそのおそれ

がある買収行為とみなし、原則として当社株主総会において株主の皆様の賛成多数を得ることができれば、当該大規模買付行為に対する必要かつ相当な対抗措置(以下、対抗措置といいます)を講じることといたします。

当社は、対抗措置の発動に関しては、原則として株主総会における株主の皆様のご判断により行うものとしておりますが、本プランのルールが遵守されない場合、ならびに大規模買付行為が、その方法・期間等により、当社取締役会による大規模買付行為に対する評価・検討、および対抗措置発動に関わる株主の皆様のご判断のための株主総会の開催に必要とする時間が不足すると当社取締役会が認める場合など限られた場合において、当社取締役会は、当該大規模買付行為をY B H Dグループの企業価値および株主の皆様の共同の利益を著しく損なう買収行為とみなし、例外的措置として、当社取締役会の意思決定のみによって、当該大規模買付行為に対し対抗措置を講じる場合があります。

本プランに基づく対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを実施することをその内容といたします。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページ(<http://www.ybhd.co.jp/>)に掲載されている平成24年5月14日付け当社プレスリリース「当社株式の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の継続について」をご参照下さい。

(4) 上記各取り組みに対する当社取締役会の判断およびその理由

① 当該取り組みが基本方針に沿うものであること

中期経営計画、コーポレート・ガバナンスの強化等の企業価値向上のための取り組みは、Y B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益の継続的な確保と発展のための具体的方策として策定し、実施しているものであり、まさに基本方針に沿うものであります。

また、本プランは、大規模買付行為が行われた際に、当該大規模買付行為が不適切な買付行為でないかどうかを株主の皆様および当社取締役会が判断するために必要な情報およびその内容の評価・検討等に必要期間を確保し、当社取締役会が株主の皆様のために大規模買付者と交渉を行うことなどを可能にすることで、企業価値・株主の皆様の共同の利益を確保し、発展させるための枠組みであり、基本方針に沿うものであります。

② 当該取り組みが株主の共同の利益を損なうものではなく、また、当社役員の地位の維持を目的とするものではないこと

a. 買収防衛策に関する指針等の要件を満たしていること

本プランは、経済産業省および法務省が平成17年5月27日に発表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則(企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、事前開示・株主意思の原則、必要性・相当性確保の原則)を全て充足しており、また、平成20年6月30日付けの企業価値研究会の報告書「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」が求める、買収防衛策の導入および発動の可否について取締役自ら責任をもって判断し、そのうえで株主に対す

る説明責任を果たすこと等当該報告書の内容に準拠しております。

b. 株主共同の利益の確保・発展の目的をもって継続されていること

本プランは、大規模買付行為が行われる際に、それに応じるべきか否かを株主の皆様が判断するために必要な情報や時間、あるいは当社取締役会による代替案の提示を受ける機会の確保も含めY B H Dグループの企業価値・株主の皆様の共同の利益に資するための措置を行うことを可能にするものであり、Y B H Dグループの企業価値および株主共同の利益を確保し、発展させるという目的をもって継続されるものです。

c. 株主意思を重視するものであること

本プランは、当社第148回定時株主総会において承認の決議がなされたことにより継続されたものです。また、本プランの有効期間満了の前であっても、株主総会において、本プランの変更または廃止の決議がなされた場合には、本プランも当該決議に従い変更または廃止されることになります。

さらに、大規模買付行為が行われた場合には、本プランに基づいた対抗措置の発動について、原則として株主総会においてその賛否を株主の皆様に直接ご判断いただくこととなっております。

従いまして、本プランの内容は、当社株主の皆様の意思を重視する内容となっております。

d. 合理的な客観的発動要件が設定されていること

本プランは、予め定められた合理的・客観的な発動要件が充足されなければ発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みを確保しております。

e. 第三者専門家の意見を取得すること

本プランは、当社取締役会が大規模買付行為に対する代替案の検討および対抗措置発動等に関しての判断を行う際に、外部専門家等の第三者の助言を得ることができるようになっており、当社取締役会による判断の公正性・客観性がより強く担保された仕組みとなっております。

f. デッドハンド型もしくはスローハンド型買収防衛策ではないこと

本プランは、当社取締役会により廃止することができることから、当社株主総会で選任された取締役で構成される取締役会により、本プランを廃止することが可能ですので、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させてもなお、発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

また、当社は期差任期制を採用していないため、本プランはスローハンド型（取締役会の構成の交代を一度に行うことができないため、その発動を阻止するのに時間を要する買収防衛策）でもありません。

連結貸借対照表

(平成27年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	76,386	流 動 負 債	35,007
現 金 預 金	13,298	支払手形及び工事未払金等	19,655
受取手形及び完成工事未収入金等	55,297	短 期 借 入 金	5,700
有 価 証 券	2,903	未 払 法 人 税 等	1,138
た な 卸 資 産	1,144	未 成 工 事 受 入 金	1,324
繰 延 税 金 資 産	2,144	工 事 損 失 引 当 金	2,351
そ の 他	1,635	賞 与 引 当 金	1,808
貸 倒 引 当 金	△37	そ の 他 の 引 当 金	64
固 定 資 産	40,351	そ の 他	2,964
有 形 固 定 資 産	18,233	固 定 負 債	17,539
建 物 及 び 構 築 物	6,067	社 債	2,500
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	2,104	長 期 借 入 金	3,800
土 地	9,760	繰 延 税 金 負 債	2,651
建 設 仮 勘 定	43	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	570
そ の 他	257	退 職 給 付 に 係 る 負 債	7,613
無 形 固 定 資 産	903	そ の 他	404
ソ フ ト ウ ェ ア	827	負 債 合 計	52,546
そ の 他	76	純 資 産 の 部	
投 資 そ の 他 の 資 産	21,214	株 主 資 本	58,082
投 資 有 価 証 券	17,929	資 本 金	9,435
関 係 会 社 株 式	122	資 本 剰 余 金	10,089
退 職 給 付 に 係 る 資 産	371	利 益 剰 余 金	40,693
繰 延 税 金 資 産	2,181	自 己 株 式	△2,135
そ の 他	632	その他の包括利益累計額	5,112
貸 倒 引 当 金	△23	その他有価証券評価差額金	5,625
資 産 合 計	116,737	土 地 再 評 価 差 額 金	△947
		退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	434
		少 数 株 主 持 分	995
		純 資 産 合 計	64,190
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	116,737

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(单位: 百万円)

売上	上	原	高		102,753									
売	上	利	価		88,658									
販	費	総	益		14,095									
営	業	一	費		7,693									
		般	益		6,401									
営	業	外	収	益	416									
受	取	利	息	・	配	当	金	245						
作	業	く	ず		売	却	益	10						
為		替			差		益	41						
そ			の				他	119						
営	業	外	費				用	214						
支	払	利					息	75						
コ	ミ	ツ	メ	ン	ト	フ	ィ	45						
団	体	定	期		保	険	一	42						
前	受	金	保		証		料	37						
そ		の					料	14						
							他							
経	常	利	益					6,603						
特	別	利	益					135						
固	定	資	産	売	却		益	135						
投	資	有	価	証	券	売	却	0						
特	別	損					益							
固	定	資	産	処	分		損	35						
投	資	有	価	証	券	評	価	0						
事	業	構	造	改	善	費	用	98						
退	職	給	付	制	度	一	部	67						
そ		の				終	了	1						
							損							
							他							
税	金	等	調	整	前	当	期	純	利	益	6,537			
法	人	税	、	住	民	税	及	び	事	業	税	1,550		
法	人	税	等	調	整	額					614			
少	数	株	主	損	益	調	整	前	当	期	純	利	益	4,371
少	数	株	主	利	益						161			
当	期	純	利	益							4,210			

連結株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	9,435	10,089	39,156	△1,707	56,974
会計方針の変更による累積的影響額			△734		△734
遡及処理後当連結会計年度期首残高	9,435	10,089	38,422	△1,707	56,240
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△514		△514
当期純利益			4,210		4,210
自己株式の取得				△428	△428
自己株式の処分		0		0	0
土地再評価差額金の取崩			△1,424		△1,424
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）					
当連結会計年度変動額合計	－	0	2,270	△428	1,842
当連結会計年度末残高	9,435	10,089	40,693	△2,135	58,082

	その他の包括利益累計額				少数株主持分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	土地再評価 差額金	退職給付に係る 調整累計額	その他の包括利益 累計額合計		
当連結会計年度期首残高	3,826	△2,372	310	1,764	834	59,572
会計方針の変更による累積的影響額						△734
遡及処理後当連結会計年度期首残高	3,826	△2,372	310	1,764	834	58,838
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△514
当期純利益						4,210
自己株式の取得						△428
自己株式の処分						0
土地再評価差額金の取崩						△1,424
株主資本以外の項目の当連結 会計年度変動額（純額）	1,799	1,424	124	3,348	161	3,509
当連結会計年度変動額合計	1,799	1,424	124	3,348	161	5,352
当連結会計年度末残高	5,625	△947	434	5,112	995	64,190

連結注記表

(連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記)

1. 連結の範囲

連結子会社 (株)横河ブリッジ、横河工事(株)、(株)横河システム建築、(株)横河住金ブリッジ、(株)檜崎製作所、(株)横河技術情報、
(株)横河ニューライフ 7社

2. 持分法の適用

持分法適用関連会社 (株)ワイ・シー・イー 1社

3. 会計処理基準

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

①子会社株式および関連会社株式…………… 原価法・移動平均法

②その他有価証券

時価のあるもの…………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの…………… 原価法・移動平均法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

①未成工事支出金及び仕掛品…………… 個別法による原価法

②原材料及び貯蔵品…………… 連結子会社の(株)横河ブリッジ、(株)横河住金ブリッジ、(株)檜崎製作所および(株)横河技術情報

個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による算定）

連結子会社の横河工事(株)および(株)横河システム建築

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法による算定）

(3) 固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産

平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外は定率法

②無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（5年内）に基づく定額法

市場販売目的のソフトウェアは、残存有効期間に基づく均等配分額と見込販売数量に基づく償却額とのいずれか大きい額を計上する方法

その他は定額法

(4) 引当金の計上基準

①貸倒引当金は、営業債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②賞与引当金は、従業員に対する賞与金の支給に備えるため、支給額を見積り当連結会計年度の負担に属する額を計上しております。

③工事損失引当金は、受注工事の将来の損失発生に備えるため、当連結会計年度末における手持工事のうち、翌期以降の損失発生が確実であり、かつ損失額を合理的に見積ることが可能な工事について、その損失見込額を計上しております。

④役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等取扱規定に基づく連結会計年度末要支給額の総額を計上しております。

- (5) 収益および費用の計上基準
工事契約に係る売上高および売上原価の計上は、当連結会計年度末までの進捗部分について成果の確実性が認められる工事については工事進行基準(工事の進捗率の見積りは原価比例法)を、その他の工事については工事完成基準を適用しております。
- (6) ヘッジ会計の方法
①ヘッジ会計の方法
金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
②ヘッジ手段とヘッジ対象
ヘッジ手段・・・金利スワップ
ヘッジ対象・・・長期借入金の利息
③ヘッジ方針
借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
④ヘッジの有効性評価の方法
金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
- (7) その他連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項
①退職給付に係る負債の計上基準
退職給付に係る負債は、従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における見込額に基づき、退職給付債務から年金資産の額を控除した額を計上しております。なお、年金資産の額が退職給付債務の額を超過している場合は、退職給付に係る資産に計上しております。また、連結子会社の㈱横河住金ブリッジ、㈱横河技術情報および㈱榑崎製作所は小規模企業等における簡便法を採用しております。
数理計算上の差異は、連結子会社㈱横河ブリッジおよび㈱横河システム建築はその発生時の連結会計年度に全額処理しております。連結子会社横河工事㈱は従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定率法により翌連結会計年度から費用処理しております。
過去勤務費用は、その発生時の従業員の平均残存勤務期間以内の一定年数（1～10年）による定額法により費用処理しております。
未認識数理計算上の差異および未認識過去勤務費用については、税効果を調整の上、純資産の部におけるその他の包括利益累計額の退職給付に係る調整累計額に計上しております。
なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、期間定額基準によっております。
(追加情報)
連結子会社横河工事㈱は、平成27年4月30日付にて確定給付企業年金制度を廃止し、退職一時金制度へ移行しております。当該移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」（企業会計基準適用指針第1号）および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」（実務対応報告第2号）を適用し、この結果、翌連結会計年度に「退職給付制度一部終了益」155百万円を特別利益に計上する予定です。
- ②消費税等の会計処理
消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(会計方針の変更に関する注記)

(退職給付に関する会計基準等の適用)

「退職給付に関する会計基準」（企業会計基準第26号 平成24年5月17日。以下「退職給付会計基準」という。）および「退職給付に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第25号 平成27年3月26日。以下「退職給付適用指針」という。）を、退職給付会計基準第35項本文および退職給付適用指針第67項本文に掲げられた定めについて当連結会計年度より適用し、退職給付債務および勤務費用の計算方法を見直し、割引率の決定方法を割引率決定の基礎となる債券の期間について従業員の平均残存勤務期間に近似した年数を基礎に決定する方法から退職給付の支払見込期間および支払見込期間ごとの金額を反映した単一の加重平均割引率を使用する方法へ変更しております。

退職給付会計基準等の適用については、退職給付会計基準第37項に定める経過的な取扱いに従って、当連結会計年度の期首において、退職給付債務および勤務費用の計算方法の変更に伴う影響額を利益剰余金に加減しております。

この結果、当連結会計年度の期首の退職給付に係る負債が938百万円増加し、退職給付に係る資産が201百万円、利益剰余金が734百万円それぞれ減少しています。また、当連結会計年度の営業利益、経常利益および税金等調整前当期純利益への影響は軽微です。

(連結貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額

33,446百万円

2. たな卸資産の内訳は次のとおりです。

未成工事支出金及び仕掛品	124百万円
原材料及び貯蔵品	1,020百万円

3. 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行 6 行と当座貸越契約および取引銀行 5 行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	15,300百万円
借入未実行残高	5,700百万円
差引額	9,600百万円

(連結損益計算書に関する注記)

1. 売上原価に含まれる工事損失引当金繰入額は△1,322百万円であります。

2. 事業構造改善費用

当社グループは、連結子会社(株)横河ブリッジと連結子会社横河工事㈱の合併を行い、グループ内の組織を再編するため、国内事務所の統合を進めております。統合により退去が明らかになった事務所の原状回復費用等98百万円を特別損失に計上しております。

3. 退職給付制度一部終了損

連結子会社(株)横河住金ブリッジおよび(株)横河技術情報は、平成27年3月31日付にて確定給付企業年金制度を廃止し、退職一時金制度へ移行しております。当該移行に伴い「退職給付制度間の移行等に関する会計処理」(企業会計基準適用指針第1号)および「退職給付制度間の移行等の会計処理に関する実務上の取扱い」(実務対応報告第2号)を適用し、この結果、当連結会計年度に「退職給付制度一部終了損」67百万円を特別損失に計上しております。

(連結株主資本等変動計算書に関する注記)

1. 発行済株式の種類および総数ならびに自己株式の種類および株式数に関する事項

(単位：千株)

株式の種類	当連結会計年度 期首株式数	当連結会計年度 増加株式数	当連結会計年度 減少株式数	当連結会計年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	45,564	—	—	45,564
計	45,564	—	—	45,564
自己株式				
普通株式	2,698	313	0	3,011
計	2,698	313	0	3,011

(注) 普通株式の自己株式の株式数の増加313千株は、取締役会決議による自己株式の取得による増加312千株、単元未満株式の買取りによる増加1千株であります。また、減少0千株は、単元未満株式の買増し請求による減少であります。

2. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成26年6月27日 定時株主総会	普通株式	257百万円	6.00円	平成26年3月31日	平成26年6月30日
平成26年10月28日 取締役会	普通株式	257百万円	6.00円	平成26年9月30日	平成26年11月27日

(2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額	配当の原資	1株当たり 配当額	基準日	効力発生日
平成27年6月26日 定時株主総会	普通株式	340百万円	利益剰余金	8.00円	平成27年3月31日	平成27年6月29日

(金融商品に関する注記)

1. 金融商品の状況に関する事項

(1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については資金運用要領等に則り、短期運用を中心に、元本の安全性、リスク分散を考慮した運用を行うこととし、また資金調達については銀行借入および社債発行による方針であります。また、デリバティブ取引は、借入金の金利変動リスクを回避するために利用し、投機的な取引は行わない方針であります。

(2) 金融商品の内容およびそのリスクならびにリスク管理体制

営業債権である受取手形及び完成工事未収入金等は、顧客の信用リスクに晒されています。当該リスクに関しては、グループ各社の債権管理規定等に従い、財務状況の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

有価証券及び投資有価証券は、市場価格の変動リスクに晒されていますが、定期的に時価等を把握するなどの方法により管理しております。

営業債務である支払手形及び工事未払金等は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。また、短期借入金は、主に営業取引に係る資金調達であります。

また、営業債務、社債および借入金は、流動性リスクに晒されていますが、グループ各社からの報告に基づき適時に資金繰計画を作成・更新するなどの方法により管理しております。

長期借入金については、借入金利の変動リスクを回避するため、固定金利による借入れならびに金利スワップ取引による固定化を図っております。

2. 金融商品の時価等に関する事項

平成27年3月31日（当期の連結決算日）における連結貸借対照表計上額、時価およびこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：百万円）

	連結貸借対照表 計上額（※）	時価（※）	差額
(1) 現金預金	13,298	13,298	—
(2) 受取手形及び完成工事未収入金等	55,297	55,297	—
(3) 有価証券及び投資有価証券 その他有価証券	20,559	20,559	—
(4) 支払手形及び工事未払金等	(19,655)	(19,655)	—
(5) 短期借入金	(5,700)	(5,700)	—
(6) 社債	(2,500)	(2,505)	(5)
(7) 長期借入金	(3,800)	(3,806)	(6)
(8) デリバティブ取引	—	—	—

(※) 負債に計上されているものについては、（ ）で示しております。

(注1) 金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券およびデリバティブ取引に関する事項

(1) 現金預金

これらはすべて短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(2) 受取手形及び完成工事未収入金等

これらはそのほとんどが短期であるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 有価証券及び投資有価証券

これらの時価について、株式は取引所の価格によっており、債券等は取引所の価格または取引金融機関等から提示された価格によっております。

(4) 支払手形及び工事未払金等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 短期借入金、(6) 社債、(7) 長期借入金および(8) デリバティブ取引

短期借入金、社債および長期借入金の時価につきましては、元利金の合計額を同様の借入または社債発行を行った場合において想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。変動金利による長期借入金は金利スワップの特例処理の対象とされており、当該金利スワップと一体として処理された元利金の合計額を、同様の借入を行った場合に適用される合理的に見積られる利率で割り引いて算定しております。

なお、金利スワップ取引は、特例処理を採用し、金利スワップの特例処理によるものは、ヘッジ対象とされている長期借入金と一体として処理されているため、その時価は当該長期借入金の時価に含めて記載しております。

(注2) 非上場株式（連結貸借対照表計上額274百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュフローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 有価証券及び投資有価証券」には含めておりません。

(賃貸等不動産に関する注記)

1. 賃貸等不動産の状況に関する事項

当社および一部の子会社では、東京都その他の地域に賃貸用の建物（土地を含む）を有しております。

2. 賃貸等不動産の時価に関する事項

(単位：百万円)

連結貸借対照表計上額	時価
2,271	7,321

(注1) 連結貸借対照表計上額は、取得原価から減価償却累計額および減損損失累計額を控除した金額であります。

(注2) 当連結会計年度の主な減少は、横河駒込ビルの賃貸用不動産の売却によります。

(注3) 当連結会計年度末の時価は、主として「不動産鑑定評価基準」に基づいて自社で算定した金額（指標等を用いて調整を行ったものを含む）であります。

(1株当たり情報に関する注記)

- | | |
|---------------|-----------|
| 1. 1株当たり純資産額 | 1,485円09銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 98円40銭 |

(その他の注記)

(追加情報)

当社は平成26年11月25日開催の取締役会において、当社の100%連結子会社である(株)横河ブリッジと、同じく当社の100%連結子会社である横河工事(株)が合併することを決議し、同日に基本合意書を締結しました。

なお、当該基本合意に基づき、平成27年4月1日に(株)横河ブリッジと横河工事(株)は合併契約を締結しました。

(1) 合併の目的

当社グループは、平成25年度から平成27年度までの3カ年にわたる第3次中期経営計画において、「肥大化したグループを筋肉質で強固な企業基盤を有するグループに再構築する」を基本方針にグループの成長・発展を目指し、経営基盤の強化と収益力の向上を図っている状況であります。

本件合併は、当該基本方針の一環として行うものであり、橋梁新設・保全工事等をはじめ多様化する橋梁工事の顧客ニーズに応えられるよう、㈱横河ブリッジと横河工事㈱を合併会社を集約し、総合的橋梁事業会社としての位置づけを強化するとともに、「選択と集中」による経営資源の効率的活用と利益最大化を図ることを目指してまいります。

(2) 合併の方式

㈱横河ブリッジを存続会社、横河工事㈱を消滅会社とする吸収合併方式です。

(3) 合併期日（効力発生日）

平成27年10月1日（予定）

(4) 合併に係る割当ての内容

本件合併は、当社の100%連結子会社間において行われるものであるため、合併による新株式の発行、資本金の増加および合併対価の交付はありません。

(5) 引継資産・負債の状況

㈱横河ブリッジは合併の効力発生日において、横河工事㈱の資産、負債およびその他の一切の権利義務を承継します。

(6) 合併当事会社の概要（平成27年3月31日現在）

	存続会社	消滅会社
①商号	㈱横河ブリッジ	横河工事㈱
②事業内容	橋梁、鉄骨などの構造物および建築物の設計・製作・建設・診断・補修・工事監理など	鋼橋建設工事の設計・製作・施工、橋梁その他構造物の保全、土木・建築工事、プレストレストコンクリート構造物の設計・施工など
③資本金	350百万円	350百万円
④純資産	6,553百万円	17,068百万円
⑤総資産	38,873百万円	27,882百万円

(7) 合併会社の概要

①商号	㈱横河ブリッジ
②事業内容	橋梁、鉄骨などの構造物および建築物の設計・製作・建設・保全・工事監理、土木・建築工事、プレストレストコンクリート構造物の設計・施工など
③資本金	350百万円

（注）事業報告、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書および連結注記表に記載した金額、株式数については、記載桁未満を切り捨てております。

貸 借 対 照 表

(平成27年 3 月31日現在)

(単位：百万円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	25,249	流 動 負 債	12,106
現 金 預 金	5,083	短 期 借 入 金	5,700
売 掛 金	23	未 払 金	424
有 価 証 券	2,903	未 払 法 人 税 等	51
短 期 貸 付 金	17,101	預 り 金	5,873
繰 延 税 金 資 産	33	そ の 他	56
そ の 他	104	固 定 負 債	6,818
固 定 資 産	39,193	社 債	2,500
有 形 固 定 資 産	11,019	長 期 借 入 金	3,800
建 物 ・ 構 築 物	3,387	役 員 退 職 慰 労 引 当 金	185
機 械 ・ 運 搬 具	404	預 り 保 証 金	332
工 具 器 具 備 品	72	負 債 合 計	18,924
土 地	7,122	純 資 産 の 部	
建 設 仮 勘 定	32	株 主 資 本	40,211
無 形 固 定 資 産	122	資 本 金	9,435
ソ フ ト ウ ェ ア	70	資 本 剰 余 金	10,081
そ の 他	51	資 本 準 備 金	9,142
投 資 そ の 他 の 資 産	28,051	そ の 他 資 本 剰 余 金	939
投 資 有 価 証 券	17,168	利 益 剰 余 金	22,830
関 係 会 社 株 式	9,058	利 益 準 備 金	960
長 期 貸 付 金	19	そ の 他 利 益 剰 余 金	21,869
繰 延 税 金 資 産	1,558	圧 縮 積 立 金	16
そ の 他	246	別 途 積 立 金	18,500
資 産 合 計	64,442	繰 越 利 益 剰 余 金	3,353
		自 己 株 式	△2,135
		評 価 ・ 換 算 差 額 等	5,306
		そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	5,306
		純 資 産 合 計	45,517
		負 債 及 び 純 資 産 合 計	64,442

損 益 計 算 書

(平成26年 4 月 1 日から
平成27年 3 月31日まで)

(単位：百万円)

売 上 高		2,336
売 上 原 価		823
売 上 総 利 益		1,512
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,112
営 業 利 益		400
営 業 外 収 益		353
受 取 利 息 ・ 配 当 金	337	
そ の 他	16	
営 業 外 費 用		150
支 払 利 息	45	
社 債 利 息	29	
コ ミ ッ ト メ ン ト フ ィ ー	45	
前 受 金 保 証 料	19	
そ の 他	10	
経 常 利 益		603
特 別 利 益		0
固 定 資 産 売 却 益	0	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	0	
特 別 損 失		70
固 定 資 産 処 分 損	7	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	0	
事 業 構 造 改 善 費 用	63	
税 引 前 当 期 純 利 益		532
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税		69
法 人 税 等 調 整 額		102
当 期 純 利 益		361

株主資本等変動計算書

(平成26年4月1日から
平成27年3月31日まで)

(単位：百万円)

	株主資本											評価・換算 差額等	純資産 合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式	株主資本 合計	その他 有価証券 評価差額金	
		資本 準備金	その他資本 剰余金	資本剰余金 合計	利益 準備金	その他利益剰余金			利益剰余 金合計				
						圧縮 積立金	別途 積立金	繰越利益 剰余金					
当 期 首 残 高	9,435	9,142	939	10,081	960	16	18,500	3,505	22,982	△1,707	40,792	3,691	44,484
当 期 変 動 額													
圧縮積立金の積立						0		△0	－		－		－
圧縮積立金の取崩						△1		1	－		－		－
剰 余 金 の 配 当								△514	△514		△514		△514
当 期 純 利 益								361	361		361		361
自 己 株 式 の 取 得										△428	△428		△428
自 己 株 式 の 処 分			0	0						0	0		0
株主資本以外の項目の当期 変 動 額 （ 純 額 ）												1,614	1,614
当期変動額合計	－	－	0	0	－	△0	－	△152	△152	△428	△581	1,614	1,033
当 期 末 残 高	9,435	9,142	939	10,081	960	16	18,500	3,353	22,830	△2,135	40,211	5,306	45,517

個別注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

1. 有価証券の評価基準および評価方法
 - (1) 子会社株式および関連会社株式…………… 原価法・移動平均法
 - (2) その他有価証券
 - ①時価のあるもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）
 - ②時価のないもの…………… 原価法・移動平均法
2. 固定資産の減価償却の方法
 - (1) 有形固定資産

平成10年4月1日以降取得の建物（建物附属設備を除く）は定額法、それ以外は定率法
 - (2) 無形固定資産

自社利用のソフトウェアは、社内における利用可能期間（3年）に基づく定額法
 その他は定額法
3. 引当金の計上基準

役員退職慰労引当金は、役員の退職慰労金の支給に備えるため、役員退職慰労金等取扱規定に基づく期末要支給額の総額を計上しております。
4. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項
 - (1) ヘッジ会計の方法
 - ①ヘッジ会計の方法

金利スワップについては、特例処理の要件を満たしておりますので、特例処理を採用しております。
 - ②ヘッジ手段とヘッジ対象

ヘッジ手段・・・金利スワップ
 ヘッジ対象・・・長期借入金の利息
 - ③ヘッジ方針

借入金利の変動リスクを回避する目的で金利スワップ取引を行っております。
 - ④ヘッジの有効性評価の方法

金利スワップについては、特例処理を採用しているため、ヘッジの有効性の判定を省略しております。
 - (2) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

(貸借対照表に関する注記)

1. 有形固定資産の減価償却累計額 8,019百万円
2. 当座貸越契約および貸出コミットメントライン契約

当社は、運転資金の効率的な調達を行うために取引銀行6行と当座貸越契約および取引銀行5行と貸出コミットメントライン契約を締結しております。

これらの契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越契約極度額および貸出コミットメントラインの総額	15,300百万円
借入実行残高	5,700百万円
差引額	9,600百万円
3. 関係会社に対する金銭債権および金銭債務

短期金銭債権	17,186百万円
短期金銭債務	5,989百万円

(損益計算書に関する注記)

1. 関係会社との取引高

売上高	1,646百万円
営業費用	356百万円
営業取引以外の取引高	465百万円

2. 事業構造改善費用

当社グループは、連結子会社㈱横河ブリッジと連結子会社横河工事㈱の合併を行い、グループ内の組織を再編するため、国内事務所の統合を進めております。統合により退去が明らかになった事務所の原状回復費用等63百万円を特別損失に計上しております。

(株主資本等変動計算書に関する注記)

当事業年度末日における自己株式の数

普通株式	3,011千株
------	---------

(税効果会計に関する注記)

繰延税金資産および繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

1. 繰延税金資産（流動）

未払事業税	7百万円
事業構造改善費用	20百万円
未払経費	4百万円
その他	0百万円
繰延税金資産（流動）合計	33百万円

2. 繰延税金資産（固定）

役員退職慰労引当金	60百万円
投資有価証券評価損	320百万円
会員権評価損	61百万円
固定資産減損損失	142百万円
子会社株式	4,029百万円
その他	19百万円
計	4,633百万円
評価性引当額	△531百万円
繰延税金資産（固定）合計	4,101百万円

3. 繰延税金負債（固定）

固定資産圧縮積立金	△7百万円
その他有価証券評価差額	△2,535百万円
繰延税金負債（固定）合計	△2,543百万円

4. 繰延税金資産（固定）の純額

1,558百万円

(関連当事者との取引に関する注記)
子会社および関連会社等

種類	会社等の名称	資本金 (百万円)	議決権等の所有 (被所有)割合(%)	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科 目	期末残高 (百万円)
子会社	㈱横河ブリッジ	350	(所有) 直接100%	土地・建物の賃貸、事業 の経営管理、運転資金の 貸付	不動産の賃貸(注1) 事業の経営管理(注2) 運転資金の貸付(注3) 貸付金利息(注3)	207 405 8,023 118	短期貸付金	15,546
子会社	横河工事㈱	350	(所有) 直接100%	事業の経営管理、資金の 代理運用	事業の経営管理(注2) 資金の代理運用(注4)	277 8,534	預り金	4,657
子会社	㈱横河システム 建築	450	(所有) 直接100%	土地・建物の賃貸、事業 の経営管理、資金の代理 運用	不動産の賃貸(注1) 事業の経営管理(注2) 資金の代理運用(注4)	217 207 2,307	預り金	879
子会社	㈱榑崎製作所	350	(所有) 85% (うち間接21%)	運転資金の貸付	運転資金の貸付(注3)	1,068	短期貸付金	1,360
子会社	㈱横河ニューラ イフ	30	(所有) 直接100%	不動産の管理	不動産の管理業務(注1)	284		

取引条件および取引条件の決定方針等
(注1) 市場価格を勘案して一般取引条件と同様に決定しております。
(注2) 当社が各子会社との間に締結した経営管理契約に基づき、取引条件を決定しております。
(注3) 運転資金の貸付金利息については、市場金利を勘案して決定しております。
(注4) 資金の代理運用利息については、市場金利を勘案して決定しております。
(注5) 上記の金額のうち、取引金額には消費税等が含まれておりません。期末残高には消費税等を含めております。

(1株当たり情報に関する注記)

1. 1株当たり純資産額
- 1,069円66銭
2. 1株当たり当期純利益
- 8円45銭

~~~~~  
(注) 貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表に記載した金額、株式数については、記載桁未満を切り捨て  
ております。  
~~~~~

連結計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 横河ブリッジホールディングス

取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 小澤昌志 印
業務執行社員
業務執行社員 公認会計士 坂本雄毅 印

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社横河ブリッジホールディングス及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査人の会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年5月8日

株式会社 横河ブリッジホールディングス

取締役会 御中

協和監査法人

代表社員 公認会計士 小澤 昌志 印
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 坂本 雄毅 印

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社横河ブリッジホールディングスの平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第151期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成26年4月1日から平成27年3月31日までの第151期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、当期の監査方針、監査計画等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、当期の監査方針、監査計画等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、業務及び財産の状況を調査いたしました。また、事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号ロの各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人協和監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

3. 後発事象

報告すべき事項はありません。

平成27年5月13日

株式会社横河ブリッジホールディングス 監査役会

常勤監査役	北	爪	恒	平	㊞
常勤監査役	深	沢		誠	㊞
社外監査役	志々	目	昌	史	㊞
社外監査役	八	木	和	則	㊞
社外監査役	西	山	重	良	㊞

以 上

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の配当の件

当社は、株主の皆様に対する利益配分を最重要施策の一つとして認識し、業績ならびに今後の事業展開に伴う資金需要などを総合的に勘案のうえ、安定した配当を継続することを基本方針としております。

当期の期末配当金につきましては、この基本方針に基づき、1株につき8円といたし、中間配当金(1株につき6円)とあわせ1株につき年14円と、前期に比べ3円の増配をいたしたいと存じます。

① 配当財産の種類

金銭といたします。

② 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき金8円といたしたいと存じます。

なお、この場合の配当総額は、340,426,968円となります。

③ 剰余金の配当が効力を生ずる日

平成27年6月29日といたしたいと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

現行定款の一部を次のとおり変更いたしたいと存じます。

1. 変更の理由

本年5月1日に「会社法の一部を改正する法律」(平成26年法律第90号)が施行され、役員が任務を懈怠したことにより当社に損害が生じた場合、善意でかつ重大な過失がないときは、定款の定めによりあらかじめ当社への損害賠償責任を限定する責任限定契約を締結できる役員の範囲につきまして、取締役は業務執行取締役等ではない取締役、また、監査役は社外監査役を含む全ての監査役とすることができる旨の改正がそれぞれなされたことに伴い、これらの取締役および監査役が期待される役割を十分に発揮できるよう、当該責任限定契約に係る定款規定について、当該改正に係る変更その他所要の変更を行うものであります(取締役の責任免除については変更案第30条、監査役の責任免除については変更案第39条)。

なお、変更案第30条に係る定款変更を議案として提出することにつきましては、あらかじめ監査役会の監査役全員一致による同意を得ております。

2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

(下線部は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(責任免除) 第 30 条 (省 略) 2. 当会社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外取締役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>1,000万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。	(責任免除) 第 30 条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法427条第1項の規定により、<u>取締役(業務執行取締役等である者を除く。)</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。
(責任免除) 第 39 条 (省 略) 2. 当会社は、会社法427条第1項の規定により、<u>社外監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、<u>500万円以上で予め定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額</u>とする。	(責任免除) 第 39 条 (現行どおり) 2. 当会社は、会社法427条第1項の規定により、<u>監査役</u>との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が規定する額とする。

第3号議案 取締役1名選任の件

当社経営体制ならびにコーポレートガバナンス強化等を図るため、取締役1名を増員することとし、その選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所 有 す る 当 社 株 式 の 数
※ きただ みきな 北田 幹直 (昭和27年1月29日生)	昭和51年4月 検事任官(東京地方検察庁) 62年7月 在米日本国大使館一等書記官 平成9年4月 法務省刑事局国際課長 14年4月 外務省大臣官房監察査察官 20年7月 千葉地方検察庁検事正 21年1月 公安調査庁長官 22年12月 札幌高等検察庁検事長 24年1月 大阪高等検察庁検事長 26年1月 退官 3月 森・濱田松本法律事務所客員弁護士 (現任) 6月 シャープ株式会社社外取締役(現任) 王子ホールディングス株式会社 社外監査役(現任) 8月 アスクル株式会社社外監査役(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] 森・濱田松本法律事務所 客員弁護士 シャープ株式会社 社外取締役 王子ホールディングス株式会社 社外監査役 アスクル株式会社 社外監査役	0株

- (注) 1. ※は新任の候補者であります。
2. 候補者北田幹直氏と当社との間には、特別の利害関係はありません。
3. 候補者北田幹直氏の任期は、当社定款の定めに従い、他の在任取締役の任期の満了する時までとなります。
4. 候補者北田幹直氏の社外取締役選任が承認され、かつ、第2号議案が承認された場合には、当社は同氏との間で、同議案による定款変更後の第30条による責任限定契約を締結する予定であります。
5. 候補者北田幹直氏は、社外取締役の候補者であり、候補者の、会社法施行規則第74条第4項第2号以下で該当する事項等につきましては、以下のとおりであります。
- ・同氏は、法曹界等で要職を歴任され、これまで培ってきた豊富な経験および幅広い見識を活かして当社取締役会の意思決定および取締役の職務の執行の監督など社外取締役としての役割を発揮していただきたく、社外取締役の候補者とするものであります。

第 4 号議案 監査役 3 名選任の件

監査役北爪恒平、深沢誠、八木和則の 3 氏は、本総会の終結の時をもって任期満了となりますので、監査役 3 名の選任をお願いするものであります。

監査役候補者は次のとおりであります。なお、本議案の本総会への提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
1	きたづめ こうへい 北爪 恒平 (昭和25年 7 月22日生)	昭和49年 4 月 当社入社 平成11年 4 月 業務本部千葉業務部長 14年 6 月 業務本部大阪業務部長 17年 7 月 業務本部総務部部長 19年 8 月 総務部部長 21年 6 月 常勤監査役 現在に至る	12, 500株
2	ふかざわ まこと 深沢 誠 (昭和25年11月15日生)	昭和48年 4 月 当社入社 平成10年 6 月 取締役新規事業開発室長 14年 6 月 取締役安全品質保証室長 16年 6 月 当社取締役退任 株式会社ワイ・シー・イー 常務取締役 17年 6 月 同社代表取締役社長 23年 6 月 同社取締役退任 当社常勤監査役 現在に至る	17, 000株

候補者 番 号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、地位および重要な兼職の状況	所 有 す る 当社株式の数
3	やぎ かずのり 八木 和則 (昭和24年4月1日生)	昭和47年4月 株式会社横河電機製作所 (現横河電機株式会社)入社 平成11年10月 同社執行役員経営企画部長、 マーケティング部担当 13年4月 同社常務執行役員経営企画部長 13年6月 同社取締役常務執行役員経営企画部長 14年7月 同社取締役専務執行役員経営企画部長 17年6月 同社取締役専務執行役員経営管理本部長 23年6月 同社取締役退任 当社監査役 24年6月 J S R株式会社社外取締役(現任) 25年6月 T D K株式会社社外監査役(現任) 26年3月 応用地質株式会社社外取締役(現任) 現在に至る [重要な兼職の状況] J S R株式会社 社外取締役 T D K株式会社 社外監査役 応用地質株式会社 社外取締役	3,000株

(注) 1. 各候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。

2. 候補者北爪恒平氏および深沢誠氏の監査役再任が承認され、かつ、第2号議案が承認された場合には、当社は両氏との間で、同議案による定款変更後の第39条による責任限定契約をそれぞれ締結する予定であります。

また、候補者八木和則氏につきましては、当社は、同氏との間で、現行定款第39条に基づき、責任限定契約を締結しております。なお、当該責任限定契約の概要は、第151期事業報告の「3. 当社の会社役員に関する事項 (3) 社外役員に関する事項 ③責任限定契約の内容の概要」(P12)に記載のとおりであります。同氏の社外監査役再任が承認され、かつ、第2号議案が承認された場合には、当社は同氏との間で、あらためて同議案による定款変更後の第39条による責任限定契約を締結する予定であります。

3. 候補者八木和則氏は、社外監査役の候補者であり、候補者の、会社法施行規則第76条第4項第2号以下で該当する事項等につきましては、以下のとおりであります。

①同氏は、横河電機株式会社の取締役専務執行役員経営管理本部長等を歴任され、これまで培ってきた豊富なビジネス経験および幅広い見識を活かして当社の経営に対する監査など社外監査役としての役割を発揮していただきたく、社外監査役の候補者とするものであります。

②同氏は、当社の社外監査役に就任してから4年になります。

以 上

メ モ 欄

This image shows a full page of a worksheet designed for handwriting practice. It features 18 evenly spaced, horizontal dashed lines across the entire width of the page. The background is plain white, providing a clear guide for letter height and placement. There are no margins, text, or other markings present.

株主総会会場ご案内図

場所 千葉県船橋市山野町27番地 横河テクノビル 5階会議室



● 最寄駅

J R (総武線、武蔵野線、京葉線)

東京メトロ東西線

東葉高速線

西船橋駅下車 南口 (山野町方面)
に出て徒歩約10分